

無人ヘリコプターによる松くい虫防除の  
実施に関する運用基準案についての意見  
・情報の募集結果

無人ヘリコプターによる松くい虫防除の実施に関する運用基準案についての  
意見・情報の募集結果について

1 募集期間、意見提出数等

平成18年2月7日～3月8日

意見提出数 46件

意見項目数 161項目

2 意見等提出データ

提出方法

・ インターネット	27件
・ FAX	11件
・ 郵送	6件
・ その他	2件
計	46件

提出者別件数

・ 主婦	13件
・ 各種団体	6件
・ 公務員	3件
・ 会社員	3件
・ 医療・看護関係	3件
・ 自営業	2件
・ その他	6件
・ 不明	10件
計	46件

3 意見提出区分内容

意見項目区別

全 般	2項目
第1 趣旨	1項目
第2 無人ヘリ防除計画の策定	4項目
第3 無人ヘリ防除の実施体制の整備等	13項目
第4 意見等の反映	5項目
第5 被害発生時の対応等	2項目
第6 散布技術上の留意事項	7項目
第7 その他実施上の留意事項	5項目
そ の 他	14項目
計	53項目

(総意見項目は161項目、重複を排除すると53項目)

## 無人ヘリコプターによる松くい虫防除の実施に関する運用基準案について

### 全 般

運用基準は十分な科学的根拠に基づくべきものとすべき。

使用農薬の高濃度から、無人ヘリコプター散布の健康・生態系・環境へ与える害は有人ヘリ以上。運用基準は最低でも有人ヘリコプターレベルとすべき。

### 第1 趣旨

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」を守るべき法令として追加すべき。

### 第2 無人ヘリ防除計画の策定

松林への散布は高度が高い。風下に住宅、学校等がある場合、住宅地等通知に基づき、無人ヘリコプターや地上散布以外の農薬によらない方法を、まず検討する旨明記すべき。

連絡協議会はどこに設置されるのかははっきりさせるべき。

また、連絡協議会の会長は誰なのか。事故が発生した場合の責任者は誰なのか。

防除計画の策定に住民や健康・生態系・環境の有識者も加え、より安全な対策を探して欲しい。

連絡協議会の設置要領例における「森林病虫害の防除に関心を有する団体等の代表」が防除に反対する団体であることを都道府県や市町村に周知すべき。また、地区連絡協議会にも防除に反対する住民を入れるべき。

### 第3 無人ヘリ防除の実施体制の整備等

無人ヘリコプターの協議会を、いつ何回開催するか明記すべき。

薬剤散布による、薬剤気中濃度や薬剤飛散距離・飛散量なども、正確なデータを用いて、必ず説明するとともに、散布による被害例・軽度農薬中毒症状例・生態系や環境への汚染度やその被害例などの薬剤散布のデメリットを説明する旨明記すべき。

ミツバチに無害の農薬のみを開発・使用すべき。また、ミツバチのような益虫類の活動や周辺住民等に配慮した時間帯に低空で散布すべき。

「無人ヘリ防除に対する理解」を「無人ヘリ防除に対する現状認識」と訂正すべき。

地区説明会の対象住民を明らかにすべき。

散布前の周辺地区への周知を徹底するとともに、周知方法・内容を具体的かつ明確に示すべき。

地域住民へのチラシには農薬中毒の症状を記述するとともに、健康被害を受けた場合の病院の連絡先などを明記すべき。

健康被害や有機農産物被害が生じたときの窓口設置を義務づけるべき。

薬剤弱者等には、散布の際、避難措置等取るようにすべき。

また、使用薬剤についての注意事項を入れるとともに、化学物質過敏症患者への影響等に配慮し微量暴露の健康影響を含め周知すべき。

散布後は少なくとも、当日は散布区域に入らないよう立入禁止の措置を徹底すべき。

無人ヘリ防除の実施体制の編成及び業務分担表をパブコメすべき。

また、気中濃度・飛散距離・飛散量などの測定と散布被害防止措置は誰が担当するのか。

ヘリポートの場所に関する規定を明記すべき。

通園、通学、通勤者がいるなど、最寄りの関係機関だけでは不足している。さらに、関係機関への連絡等に養蜂、養漁業者を入れるべき。

#### 第4 意見等の反映

散布に関する問い合わせと健康被害を受けた場合の届出先は別にすべきである。

健康被害の届け出先は保健所か病院など第三者機関にすべき、その結論を得て連絡協議会が受け入れるべき。

医療機関は患者に関する情報等はほとんど外部には提供しないと思われるが、厚生労働省等の国の機関から協力するような働きかけは行わないのか。

今回の意見具申の方法は、普通の主婦、母親には脅威を感じさせる。被害を申し出ることが、今後さらに難しくなる。

また、プライバシーに踏み込んだものであり、個人情報保護規定に照らしても問題がある。

健康への影響・健康被害など人体への影響には、軽度農薬中毒症状も含めるよう記載する。

健康被害調査は林野庁が専門の疫学者に依頼して行うべき。

#### 第5 被害発生時の対応等

「被害」「自然環境・生活環境への悪影響」とは何か具体的に明らかにすべき。

また、軽度農薬中毒症状も含めた、健康への影響・健康被害など人体への影響を表す語句を必ず入れるべきである。

なお、健康被害の発生は少数でも直ちに防除を中止すべき。

健康被害や有機ほ場等への飛散事故が起こった場合の補償について明記すべき。

#### 第6 散布技術上の留意事項

境界が不明確にならないようにUFO風船などの設置を明示すべき。

防除地域周辺の有機ほ場の有無を必ず確認し、確認された場合には確実に飛散防止措置をとることを義務づけるべき。

無人ヘリコプターは有人ヘリコプター同様、距離の長短があっても薬剤が飛散することには変わりがない。緩衝地帯を設けるべき。

また、緩衝地帯の設置に関しては、データが少ないことから、農薬の飛散距離が推定できるよう、データを集め公表するところからはじめるべきである。

無人ヘリコプターを使用した松くい虫防除では、農地での農薬散布よりも数段に高い技術が要求される。このため、操作要員資格や機体点検について規定すべき。

また、作業員に対しては、定期的な再教育制度を設けるべき。

防除業者・オペレーター並びに事故・故障発生時の届出を義務化する制度を設けるべき。

風速測定は地上1.5mでは実態に合っておらず、実際の散布高度で行うべき。

風速計の必携と散布中の記録を義務づけるべき。

## 第7 その他実施上の留意事項

現地混用は一切禁止。また、劇物の農薬は使用しない旨明記すべき。

無人ヘリコプターの場合、なぜ高濃度の農薬を散布しなければならないのか。高濃度で農薬を散布することになるため被害が大きくなることが憂慮される、規制が必要。

無人ヘリコプターの農薬の積み替えは回数が多く、非常に作業が気ぜわしい。高濃度の農薬をこぼした場合の処置について対策を講じるべき。

農薬の毒性、散布により発生する健康（軽度中毒を含む）・生態系・環境への害、実際に発生したそれらの被害例なども学び、実際の散布時に生かして、被害発生防止の取り組みとすることも、記載すべき。

安全対策に違反した場合の罰則を定めるべき。

### その他

個人や企業が所有する松林で無人ヘリ散布が行われる場合の規制はどのようになっているのか。

「意向が反映されるよう努める」とは何割以上の意向が反映されれば運用基準を満たしたことになるのか。

どのようにして気流の乱れを確認するのか。

松が枯れるメカニズム全般の解明をきちんと真摯にされるべきである。

薬剤の効果があるのなら、被害が拡大することはないのではないか。根本的に松枯れに効果的な方法をもう一度考え直すべきではないか。

過去の国会での付帯決議、特別防除を実施する必要がなくなるような条件を整備していくという目標を掲げながら、一方で無人ヘリコプターの利用により空中散布実施地域が増えていくのなら目標の逆行ではないのか。

効率やコスト低減などがあっても、健康・環境・安全を優先し、無人ヘリコプターの使用を原則禁止すべき。

ポジティブリスト対策（平成18年5月より新たに導入される残留農薬基準制度への対策）の観点からも飛散の危険性の高い無人ヘリコプター事業を減少させるべき。

松枯れ対策は、空中散布、地上散布、くん蒸処理等薬剤使用が主体となっているが、薬剤散布以外の方法をもっと取り入れるべき。

また、補助金は伐倒焼却駆除・樹種転換・抵抗性松植樹などの環境保全型の対処に付けるべき。

松は枯れたらまた植えたら良い。松がだめなら他の樹種にすれば良い。砂防林も魚つき林も松でなければならぬ訳ではない。

人への健康安全問題・財産の侵害、こうした犯罪的行為を合法化するのが空中散布である。

近年、花粉症やアレルギー症といった患者が増加している。農薬の散布は、赤ちゃんや子供等にも良いはずがない。

また、害虫を食べる天敵、例えば小鳥にも農薬がかかることになる。農薬の空中散布による生態系への影響が心配。

化学物質過敏症の患者等、実際に苦しんでいる者が各地で現実には発生している。

健康被害と、それに苦しむ人々の声にこそ、対応し、農薬の使用中止を含め、対策を取るべきである。

環境庁による安全性評価の基本的な考え方は8年前のもの。新たな科学的知見がこの後次々に明らかになっている。安全評価を基本的に見直すべき。